

青森市都市公園条例(平成十七年条例第百八十八号)新旧対照表【第1条】

改正後	改正前
<p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(許可の特例)</p> <p>第四条 <u>法第六条第一項若しくは第三項又は第七条第三項</u>の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については前条第一項又は第三項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第五条 公園内では、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項、<u>第三条第一項若しくは第三項又は第七条第三項の許可(同条第一項第四号の二に掲げる有料公園施設に係る許可に限る。)</u>に係る事項については、この限りでない。</p> <p>一 公園又は公園施設の施設若しくは物品を損傷し、若しくは汚損し、又は土石を採取すること。</p> <p>二 竹、木を伐採し、又は植物を採取すること。</p> <p>三 鳥獣、魚類を捕獲し、又は殺傷すること。</p> <p>四 ごみその他の汚物を捨てること。</p> <p>五 広告又はこれに類するものを掲示し若しくは散布すること。</p> <p>六 立入禁止区域に立入ること。</p> <p>七 指定された以外の場所に、<u>車両</u>を乗入れること。</p> <p>八 みだりに火気(次号に掲げるものを除く。)を扱うこと。</p> <p>九 夜間(午後十時から日の出までの時間をいう。)において花火等を行うこと。</p> <p>十 前各号のほか、市長が公園の管理上特に必要があると認めて禁止すること。</p> <p>第六条 (略)</p>	<p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(許可の特例)</p> <p>第四条 <u>法第六条第一項又は第三項</u>の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については前条第一項又は第三項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第五条 公園内では、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項<u>又は第三条第一項若しくは第三項の許可</u>に係る事項については、この限りでない。</p> <p>一 公園又は公園施設の施設若しくは物品を損傷し、若しくは汚損し、又は土石を採取すること。</p> <p>二 竹、木を伐採し、又は植物を採取すること。</p> <p>三 鳥獣、魚類を捕獲し、又は殺傷すること。</p> <p>四 ごみその他の汚物を捨てること。</p> <p>五 広告又はこれに類するものを掲示し若しくは散布すること。</p> <p>六 立入禁止区域に立入ること。</p> <p>七 指定された以外の場所に、<u>車馬</u>を乗入れること。</p> <p>八 みだりに火気(次号に掲げるものを除く。)を扱うこと。</p> <p>九 夜間(午後十時から日の出までの時間をいう。)において花火等を行うこと。</p> <p>十 前各号のほか、市長が公園の管理上特に必要があると認めて禁止すること。</p> <p>第六条 (略)</p>

青森市都市公園条例(平成十七年条例第百八十八号)新旧対照表【第1条】

改正後	改正前
<p>(有料公園施設)</p> <p>第七条 公園に有料の公園施設(以下「有料公園施設」という。)として次に掲げる施設を設置する。</p> <p>一 青森市営野球場</p> <p>二 青森市営庭球場</p> <p>三 青森市スポーツ会館</p> <p>四 青森市スポーツ広場</p> <p><u>四の二 青森市総合体育館</u></p> <p><u>四の三 青い森セントラルパーク駐車場</u></p> <p>五 浪岡野球場</p> <p>六 浪岡庭球場</p> <p>七 浪岡陸上競技場</p> <p>八 浪岡相撲場</p> <p>九 西山公園ロープトウ</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の許可を受けようとする者(<u>第一項第四号の三及び第九号</u>に掲げる有料公園施設に係る許可を受けようとする者を除く。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の住所、氏名及び職業</p> <p>二 使用する有料公園施設</p> <p>三 使用の目的</p> <p>四 使用の方法</p> <p>五 使用の期間</p> <p>六 施設物件の有無</p> <p>七 入場料等の徴否(最高料金)</p> <p>八 その他市長の指示する事項</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(有料公園施設)</p> <p>第七条 公園に有料の公園施設(以下「有料公園施設」という。)として次に掲げる施設を設置する。</p> <p>一 青森市営野球場</p> <p>二 青森市営庭球場</p> <p>三 青森市スポーツ会館</p> <p>四 青森市スポーツ広場</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>五 浪岡野球場</p> <p>六 浪岡庭球場</p> <p>七 浪岡陸上競技場</p> <p>八 浪岡相撲場</p> <p>九 西山公園ロープトウ</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の許可を受けようとする者(<u>第一項第九号</u>に掲げる有料公園施設に係る許可を受けようとする者を除く。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の住所、氏名及び職業</p> <p>二 使用する有料公園施設</p> <p>三 使用の目的</p> <p>四 使用の方法</p> <p>五 使用の期間</p> <p>六 施設物件の有無</p> <p>七 入場料等の徴否(最高料金)</p> <p>八 その他市長の指示する事項</p> <p>5・6 (略)</p>

青森市都市公園条例(平成十七年条例第百八十八号)新旧対照表【第1条】

改正後	改正前
<p>第八条～第十九条 (略)</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第七条第一項各号(第四号の三を除く。)に掲げる有料公園施設の使用料は、許可の際(有料公園施設の利用のうち、許可を受けることを要しないものについては、当該利用の申込の際)徴収する。</p> <p><u>4 第七条第一項第四号の三に掲げる有料公園施設の使用料は、自動車を出場させる際徴収する。</u></p>	<p>第八条～第十九条 (略)</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第七条第一項各号に掲げる有料公園施設の使用料は、許可の際(有料公園施設の利用のうち、許可を受けることを要しないものについては、当該利用の申込の際)徴収する。</p> <p>(新設)</p>
<p>第二十一条～第二十六条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する公園及び有料公園施設の整備及び運営を行う者(以下この項において「事業者」という。)を選定するために設置した委員会において選定された事業者があるときは、当該事業者をこれらの施設の管理を行うものとして指定し、これを行わせることができる。</u></p>	<p>第二十一条～第二十六条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第二十八条～第三十一条 (略)</p> <p>別表一～別表五 (略)</p> <p><u>別表五の二(第十九条、第二十九条関係)</u></p> <p>別紙</p>	<p>第二十八条～第三十一条 (略)</p> <p>別表一～別表五 (略)</p> <p>(新設)</p>

青森市都市公園条例(平成十七年条例第百八十八号)新旧対照表【第1条】

改正後	改正前
別表六・六の二 (略)	別表六・六の二 (略)
別表七(第二十七条・第二十八条関係)	別表七(第二十七条・第二十八条関係)
<ul style="list-style-type: none"> 一 合浦公園 二 野木和公園 三 野木中央公園 四 本町公園 五 戸山中央公園 六 戸山西公園 七 奥野中央公園 八 はまだて公園 九 浜田中央公園 十 八ツ役北公園 十一 平和公園 十二 浪岡総合公園 十三 大杉公園 十四 駅前公園 十五 新青森駅前公園 十六 青森市スポーツ公園わくわく広場 十七 大野中央公園 十八 花岡公園 <u>十九 青い森セントラルパーク</u> <u>二十 青い森セントラルパーク東広場</u> <u>二十一 青い森セントラルパーク西広場</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 一 合浦公園 二 野木和公園 三 野木中央公園 四 本町公園 五 戸山中央公園 六 戸山西公園 七 奥野中央公園 八 はまだて公園 九 浜田中央公園 十 八ツ役北公園 十一 平和公園 十二 浪岡総合公園 十三 大杉公園 十四 駅前公園 十五 新青森駅前公園 十六 青森市スポーツ公園わくわく広場 十七 大野中央公園 十八 花岡公園 (新設) (新設) (新設)

青森市都市公園条例(平成十七年条例第百八十八号)別表五の二【第1条】

別表五の二(第十九条関係、第二十九条関係)

区分			使用料						摘要	
			アマチュアスポーツに使用する場合			アマチュアスポーツ以外に使用する場合				
			入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合			
営利を目的としない場合	営利を目的とする場合	営利を目的としない場合			営利を目的とする場合					
青森市 総合体 育館	貸切使用(一時間につき)	メインアリーナ		二、〇〇〇 円	四、〇〇〇 円	六、〇〇〇 円	一八、〇〇 〇円	一八、〇〇 〇円	二四、〇〇 〇円	メインアリーナ又はサブアリーナを二分の一使用する場合は、それぞれ規定使用料の二分の一の額とする。
		付帯設備	放送設備	一、〇〇〇円						
			映像設備	一、〇〇〇円						
		サブアリーナ		一、二五〇 円	二、五〇〇 円	三、七五〇 円	一一、二五 〇円	一一、二五 〇円	一五、〇〇 〇円	
		多目的室A		四〇〇円			六〇〇円			
		多目的室B		二〇〇円			三〇〇円			
		多目的室C		二〇〇円			三〇〇円			
		会議室一		一五〇円			二二五円			
		会議室二		一〇〇円			一五〇円			
		会議室三		一五〇円			二二五円			
		会議室四		二〇〇円			三〇〇円			
		会議室五		二〇〇円			三〇〇円			
		会議室六		二〇〇円			三〇〇円			
		会議室七		一〇〇円			一五〇円			
		会議室八		二〇〇円			三〇〇円			
マルチスペース		一、〇〇〇円			一、五〇〇円					
キッズ ルーム	施設を全部 貸し切って	一部使用	一平方メートルにつき 一、〇〇〇円						営利を目的としない場合は、無料と	

青森市都市公園条例(平成十七年条例第百八十八号)別表五の二【第1条】

		使用しない 場合	全部使用		一四、〇〇〇円	する。	
			施設を全部貸し切って使用する場合		一、〇〇〇円		
		ヨリド マ	一部使用		一平方メートルにつき 二五〇円	営利を目的とする 場合は、規定使用料 の十割増しの額と する。	
			全部使用		三、七五〇円		
	貸切使用 (一月につき)	広告スペース			一平方メートルにつき 一、五〇〇円		
	個人使用	メイン アリー ナ サブア ーナ	一人一 日につ き	一般		一九〇円	
				高校生		一六〇円	
				中学生・小学生		一三〇円	
				高齢者・幼児		一〇〇円	
		キッズ ルーム	一人一 月につ き	一般		一、五二〇円	
高校生					一、二八〇円		
中学生・小学生					一、〇四〇円		
高齢者・幼児					八〇〇円		
青い森 セント ラルパ ーク駐 車場	青森市総合体育館を使用する場合		無料				
	青森市総合体育館を使用しない場合		最初の三時間まで 無料 三時間を超えるときは、超過時間一時間までごとに 一〇〇円				

備考

- 一 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 二 入場料を徴収する場合の入場料とは、入場料、会費、寄附金その他いかなる名義をもってするを問わず、青森市総合体育館に入場する者から使用者が徴

青森市都市公園条例(平成十七年条例第百八十八号)別表五の二【第1条】

収する金銭をいう。

三 青森市総合体育館について、許可を受けた時間を超えて使用した場合は、超過した時間一時間（一時間未満は一時間とみなす。）につき、許可を受けた使用区分欄に定める額の使用料を追加徴収する。

四 照明設備及び電源設備を使用する場合は、次の表に定める金額を電気使用料として追加徴収する。ただし、メインアリーナ及びサブアリーナの照明設備について、全灯の二分の一を点灯した場合の電気使用料は、規定電気使用料の二分の一の額とし、個人使用の場合は、無料とする。

区分	金額（一時間につき）	
	アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合
メインアリーナ	八〇〇円	一、二〇〇円
サブアリーナ	四〇〇円	六〇〇円
多目的室A	一〇〇円	一五〇円
多目的室B、多目的室C	五〇円	七五円
会議室	五〇円	七五円
キッズルーム	三〇〇円	四五〇円
ヨリドマ	二〇〇円	三〇〇円

五 この表において「施設」とは、メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室A、多目的室B、多目的室C、会議室一、会議室二、会議室三、会議室四、会議室五、会議室六、会議室七、会議室八、マルチスペース、キッズルーム及びヨリドマをいう。

六 この表において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

七 障がい者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものをいう。）が個人で使用する場合は、本人及び付添人一人の使用料は無料とする。

八 一平方メートルを単位として使用料が定められているものの使用面積に一平方メートル未満の端数があるときは、これを一平方メートルとみなす。

青森市体育施設条例(平成十七年条例第百五十五号)新旧対照表【第2条】

改正後	改正前														
<p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第三条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森市民室内プール</td> <td>青森市合浦二丁目九番十号</td> </tr> <tr> <td>青森市屋内グラウンド</td> <td>青森市大字浜田字豊田一二三番六</td> </tr> </tbody> </table> <p>第四条～第十九条 (略)</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>1 青森市民室内プール</u> (略)</p> <p><u>2 青森市屋内グラウンド</u> (略)</p>	名称	位置	青森市民室内プール	青森市合浦二丁目九番十号	青森市屋内グラウンド	青森市大字浜田字豊田一二三番六	<p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第三条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>青森市民体育館</u></td> <td><u>青森市合浦二丁目九番一号</u></td> </tr> <tr> <td>青森市民室内プール</td> <td>青森市合浦二丁目九番十号</td> </tr> <tr> <td>青森市屋内グラウンド</td> <td>青森市大字浜田字豊田一二三番六</td> </tr> </tbody> </table> <p>第四条～第十九条 (略)</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p><u>1 青森市民体育館</u> (略)</p> <p><u>2 青森市民室内プール</u> (略)</p> <p><u>3 青森市屋内グラウンド</u> (略)</p>	名称	位置	<u>青森市民体育館</u>	<u>青森市合浦二丁目九番一号</u>	青森市民室内プール	青森市合浦二丁目九番十号	青森市屋内グラウンド	青森市大字浜田字豊田一二三番六
名称	位置														
青森市民室内プール	青森市合浦二丁目九番十号														
青森市屋内グラウンド	青森市大字浜田字豊田一二三番六														
名称	位置														
<u>青森市民体育館</u>	<u>青森市合浦二丁目九番一号</u>														
青森市民室内プール	青森市合浦二丁目九番十号														
青森市屋内グラウンド	青森市大字浜田字豊田一二三番六														